

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示の一部改正 (会計課)	141
○京都府手数料徴収条例に基づき指定機関に手数料を納付する事務等を定める告示の一部改正 (産業労働総務課)	〃
○公共測量の実施 (用地課)	〃
○公共測量の終了 (〃)	142
○道路の区域変更 (中丹西土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (〃)	〃
公 告	
○建築基準法に基づく区域の認定 (山城北土木事務所)	〃

○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	143
---------------------------	-----

選挙管理委員会

○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃

監 査 委 員

○令和6年度に執行した監査の結果に基づき講じられた措置	〃
-----------------------------	---

告 示

京都府告示第96号

京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示（昭和60年京都府告示第227号）の一部を次のように改正し、令和7年4月21日から施行する。

令和7年3月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表同向日町支店の項中「向日市向日町北山12番地」を「向日市寺戸町山縄手21番地の1」に改める。

京都府告示第97号

京都府手数料徴収条例に基づき指定機関に手数料を納付する事務等を定める告示（平成12年京都府告示第249号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査の項中「京都市伏見区深草下川原町1番地の1 コトーハイツ伏見稲荷C棟325号」を「京都市中京区押小路通烏丸東入西押小路町102番地1」に改め、同表建築士法第23条の2の規定による建築士事務所の登録の項中「京都市上京区釜座通樫木町上る東裏辻町417 大和ビル内」を「京都市北区小山南大野町1番地 紫明会館1階」に改める。

京都府告示第98号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である京田辺市長から通知があった。

令和7年3月7日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 測量の地域

- 京田辺市大住、薪、田辺、河原、東及び草内地内
- 2 測量の期間
令和 7 年 2 月 25 日から令和 7 年 6 月 20 日まで
- 3 測量の種類
公共測量（1 級基準点測量、2 級基準点測量及び 3 級基準点測量）



京都府告示第99号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和 6 年京都府告示第609号）が令和 7 年 1 月 20 日終了した旨測量計画機関の長である防衛省近畿中部防衛局長から通知があった。

令和 7 年 3 月 7 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京丹後市丹後町袖志地内



京都府告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 3 月 7 日から令和 7 年 3 月 21 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 7 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
2 路 線 名 上川合猪鼻線
3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市三和町上川合小字長谷8086の1から 福知山市三和町上川合小字長谷8086の1まで	前	最小 6.2 ^m 最大 8.7	21.8 ^m
	後	最小 9.3 最大 22.1	

- 4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和 7 年 3 月 7 日から令和 7 年 3 月 21 日まで縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 7 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
2 路 線 名 上川合猪鼻線
3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市三和町上川合小字長谷8086の1から 福知山市三和町上川合小字長谷8086の1まで	令和 7 年 3 月 7 日

- 4 縦 覧 場 所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定による認定を次のとおり行った。
なお、その関係図書は、所管の京都府土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 7 日
京都府知事 西 脇 隆 俊

認 定 年月日	所管土木 事務所名	建築物の 位 置	対象区域に含まれる 土 地 の 地 名 地 番
令 7. 2. 27	京都府山 城北土木 事務所	上記関係 図書に表 示のと り	八幡市男山雄徳9の1、9の3



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 7 年 3 月 7 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市横島町藺場56の 1、56の 2、58の 2、111の 5、111の 6、市有地
(関連区域)
宇治市横島町藺場58の 1 の一部、111の 3 の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市宇治善法114の17
株式会社白川工業

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第 5 号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 7 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

41, 206人

京都府選挙管理委員会告示第 6 号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 7 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

357, 536人

京都府選挙管理委員会告示第 7 号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 3 月 7 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

北	区	29, 737人
上	京 区	20, 787人
左	京 区	40, 634人
中	京 区	29, 482人
東	山 区	9, 266人
山	科 区	35, 813人
下	京 区	21, 468人
南	区	27, 251人
右	京 区	53, 122人
西	京 区	39, 822人
伏	見 区	73, 449人
福	知 山 市	20, 579人
舞	鶴 市	21, 213人
綾	部 市	8, 797人
宇治市及び久世郡		54, 398人
宮津市及び与謝郡		10, 835人
亀 岡 市		24, 095人
城 陽 市		20, 878人
向 日 市		15, 581人
長岡京市及び乙訓郡		27, 175人
八 幡 市		19, 012人
京田辺市及び綴喜郡		23, 652人
京 丹 後 市		14, 326人
南丹市及び船井郡		12, 041人
木津川市及び相楽郡		33, 357人

監 査 委 員

7 年監査公表第 1 号

令和 6 年度に執行した監査の結果（令和 6 年 7 月31日から令和 6 年 8 月30日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第199条第14項の規定により、京都府知事から通

知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月7日

京都府監査委員	四	方	源太郎
同	田	中	美貴子
同	森	敏	行
同	橋	本	幸三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 文化生活部

スポーツ振興課

(指摘)

随意契約の公表がされていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項の説明を行い、契約手続の透明性を高め説明責任を果たす重要性について周知徹底を図るとともに、同様の事例がないことを確認した。

また、本件の公表については、府ホームページに令和6年8月分の情報として掲載した。

今後は、随意契約に係る事務処理を行う際に、随意契約ナビシートの活用を徹底するとともに、課内での複数チェック体制を構築するなど再発防止を図ることとした。

(2) 健康福祉部

障害者支援課

(指摘)

補助金の交付決定事務が著しく遅滞しているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項に係る要因等を確認し、適切な事務処理についての共通理解を図った。

今後は、異動時の引継ぎを徹底するとともに、複数職員による進捗管理体制を整備し、交付申請書の受付後、遅滞なく交付決定事務を行うこととした。

(3) 建設交通部

① 都市計画課

(指摘)

随意契約の公表がされていないもの

(措置の内容)

契約状況の公表について、令和6年7月に府ホームページに掲載を行った。

また、監査終了後、直ちに指摘事項について課内で情報共有し、同様の事例がないことを確認した。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

② 建築指導課

(指摘)

委託料を過大に支払っていたもの

(措置の内容)

過大に支払った委託料について、相手方へ説明を行い、令和6年8月に返還を受けた。

また、監査終了後、直ちに指摘事項を課内で情報共有し、同様の事例がないことを確認した。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。